

群 歯 発 第 9 7 号
令和 5 年 3 月 1 7 日

会 員 各 位

(公社) 群馬県歯科医師会
会 長 村 山 利 之
地域保健 佐 野 公 永
担当常務
(公 印 省 略)

「令和 5 年度歯科特殊健診研修会」の開催について

浅春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は当会の会務運営にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 4 月の省令の改正により、有害な業務に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 4 8 条の歯科健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長宛に行わなければならない事となり、令和 4 年 1 0 月から施行されております。

これに伴い、群馬県総務部総務事務管理課より、群馬県職員で有害物質を取り扱う業務に従事する職員（群馬県庁及び県内の地域機関等に勤務する知事部局職員及び企業局職員）について、県下全域において歯科特殊健診を実施して頂きたい旨の依頼を受けました。

そこで、当会における今後の歯科特殊健診は、産業歯科医となられている先生、あるいは本研修会受講者のうち、協力医としてご登録頂いた先生方をお願いさせて頂くことと致しました。

つきましては、下記のとおり標記研修会を開催させて頂きたく、ここにご案内申し上げる次第でございます。なお、研修会修了後には当会の修了証を発行させていただきます。

記

日 時：令和 5 年 4 月 1 3 日（木）午後 7 時 0 0 分～9 時 0 0 分（予定）

開催場所：群馬県歯科医師会館 5 階ホール（実開催）

演 題：歯科特殊健診に関する現状とこれからについて（仮）

講 師：労働衛生コンサルタント

高崎市歯科医師会会員 山口 達雄先生

吾妻郡歯科医師会会員 外丸 雅晴先生

沼田利根歯科医師会会員 浅沼 美香先生

申込期間：令和 5 年 3 月 2 2 日（水）～4 月 7 日（金）

申込方法：下記 URL もしくは QR コードからの申込みのみとさせていただきます。

なお、ご不明な点は県歯事務局(027-252-0391)までお問い合わせ下さい。

<https://forms.gle/aWM2pjrd4aFQzv189>

